

## 16.4 日本におけるクマの胆の利用と取引

石原明子

トラフィックイーストアジアジャパン

日本では、クマの体の部位のうち胆のう、肉、脂、毛皮が利用されるが、現在、経済的価値が高いのは胆のうだけで、その他の部位はあまり珍重されていない。クマの胆のうはクマの胆、熊の胆(クマノイ)または熊胆(ユウタン)と呼ばれ、薬として利用される。その効能は、鎮痛、健胃、強心、消炎などで、肝炎に効くとの報告もある。クマの胆特有の成分であるタウロウルソデオキシコール酸は、化学的な合成品も広く利用されている。

日本にはヒグマとツキノワグマの2種が分布する。その生息状況は地域によって異なり、絶滅が危惧される孤立個体群もあるが、種全体としては絶滅するおそれはないと考えられている(環境省 2002)。このようにクマの胆を利用しつつも個体数が維持されている国は世界的にみてもユニークである。しかし、日本におけるクマの胆の利用が、違法な捕獲や取引、過剰な捕獲を招き、国内外で野生のクマ類に影響を及ぼしている可能性もある。1994年から1998年の間に、クマ類の密猟容疑で13件の取り調べが行われ、そのうち5件が起訴された。また、1995年から2004年の間にワシントン条約に違反したクマの胆(多くは製薬)の輸入は合計647件で、14,537点が税関で差し止められているが(石原 2005)、その実態についてはわからないことが多い。

### クマの胆利用の歴史

クマの胆の効能や用法は中国から日本に伝えられ、その利用は、飛鳥時代に始まると推定されている。奈良・平安時代(708~1191年)には、輸入動物薬のジャコウなどとともに、クマの胆は一部の支配階級の秘薬であったと思われる(宇治 1991)。奈良時代(710~798年)には、当時の租税制度である調(特産品)として、越中からクマの胆が都に供給されていた(鎌田 1996)。また、「延喜式」(927)によると、10世紀からクマの胆は薬種として美濃、越中、信濃から貢納されていた(村上 2002)。

クマの胆の利用が一般に普及したのは江戸時代からで、売薬に処方されたことによる影響が大きい。17世紀半ば

には、盛岡藩、弘前藩が猟師からのユウタン購入の公定価格を設定しており、その価格は毛皮の2割程度であった。19世紀半ばになるとかなり高額なものとなり、弘前藩、盛岡藩、秋田藩、八戸藩などが猟師からクマの胆を買い取っていた。購入価格は藩によって大きく異なっていたが、特に秋田藩の買い取り価格は高額であった。これは薬として販売することに藩として力を注いでいたからと考えられる。クマの胆(十匁)一個の平均が金9両2分であったが、1867年に33両と突出した記録が残されている(村上 2002)。江戸中期以降は、売薬で知られる富山では大阪の道修町から薬種としてクマの胆を仕入れるようになっていた(西川 1974; 松井からトラフィックイーストアジアジャパンへの私信、2006年6月)。

北海道先住民のアイヌの人たちにとってもヒグマから取れるクマの胆や脂などは欠かせない薬であった。倭人の支配下に置かれてからは、ヒグマが捕獲されると松前藩の役人が毛皮とクマの胆に封印し、毛皮は武将の陣羽織となり、クマの胆は内地に運ばれた。アイヌの人たちに残るのは肉だけであった。クマの胆は、仲買人の手を経て薬種商に流れ、松前藩を大いに潤した。1869年に蝦夷地が北海道と改められてからも、アイヌの人たちが捕獲したヒグマのクマの胆は貴重な製剤原料とされ、特に和漢薬のメーカーは先を競って海をわたったという(鈴木 1991)。

### クマの胆利用の現状

現在、日本では、国内で捕獲されたクマからのクマの胆と、輸入されたクマの胆が利用されている。クマの胆は、胆のうを乾燥させた原形、結晶、粉末、あるいは製薬の形で利用されている。

捕獲個体からのクマの胆は、主に自家消費されたり、薬局・薬店や個人に販売されたりする。過去5年の狩猟と有害鳥獣捕獲による年平均捕獲数は2,212頭である。2004年には合計2,623頭のヒグマとツキノワグマが捕殺されており、過去15年間でもっとも多かった(環境省 2006)。これらの捕獲個体からのクマの胆が最終的にどのように扱われ

たかについては、現在の制度では報告等の義務がないため、知ることができない。

日本政府がまとめたワシントン条約年次報告書によれば、日本が1993年から2003年までの間に合法的に輸入したクマの胆は、すべてカナダ原産のアメリカクロマ *Ursus americanus* とロシア原産のヒグマからのものである。年間の輸入量にはばらつきがあり、1996年の2,355kgを最高として、現時点で最新のデータである2004年にはカナダとロシア原産のクマの胆合計5.7kgが輸入されている(経済産業省)。これらの輸入物は主に一般薬に処方されている。

クマの胆の取引規制は、輸出入と国内とで異なる。クマ科全種がワシントン条約によって規制されるようになった1992年以来、クマの胆と包装に記載されているものも含め、すべての輸出入が規制されている。一部のヒグマ(ブータン、中国、メキシコ、モンゴルの個体群以外)、アメリカグマ、ホッキョクグマは附属書として規制を受けながらも取引が認められているが、それ以外は附属書として原則商業取引が禁止である。一方、国内での取引は、ワシントン条約の附属書掲載種は「種の保存法」により規制されるが、附属書のツキノワグマも附属書のヒグマも、国内において種全体としては絶滅のおそれなく狩猟獣であることと、胆のうの形での種の識別が困難であることを理由に、クマの胆はその規制対象から除外されている。

1994年と1997年にトラフィックが実施した調査によれば、漢方薬店と製薬会社が売買するクマの胆の量は減少傾向にあり、実際に市場で入手できる可能性も低下していた。一方、自然環境研究センター(1998)によるアンケート調査に回答した製薬会社は、「クマの胆は人の健康にとってかけがえのない薬品」であると述べている。同じアンケート調査の対象となった一般人の11.9%は市販薬としてクマの胆を入手したことがあった。これらのことから、薬としてのクマの胆の需要は、近年はやや低下しているものの、今後も続くと考えられる。

## 今後の課題

現在のところ、国内で捕獲されたクマのクマの胆の取り扱いについて、とくに規制はなく、取引に関する情報も整理されていない。密輸や密猟されたクマの胆が販売されていても、その違法性を証明することは難しく、また、違法

も含めた取引、捕獲が国内外のクマ類の生息状況に及ぼしている影響をはかることはできない。このため、国内外の違法な捕獲や取引を排除するためにも、クマの胆の国内取引を管理するしくみを検討することが必要である。

また、クマの胆の利用は人のクマとの関わりの重要な側面であり、日本におけるクマの胆取引の実態を明らかにして、その管理のあり方を考えることは、国内外のクマ類を保全し、クマとの共存を図るうえで重要なことである。

## 参考文献

- 石原明子(2005)クマを飲む日本人, トラフィックイーストアジアジャパン, 東京.
- 鎌田元一監修(1996)イラストでつづる富山売薬の歴史 - 郷土「富山」を支えた人々 -, 株式会社薬日新聞社, 富山.
- 環境省編(2002)改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック1, 哺乳類. 自然環境研究センター, 東京.
- 経済産業省(1988 - 2003)ワシントン条約年次報告書. 経済産業省
- 村上一馬(2002)近世以降における熊狩りの形態とその意義 - 山北町山熊田を中心に -, 上越教育大学大学院修士論文.
- 難波恒雄(1986)原色和漢薬図鑑(下). 保育社, 大阪
- 西川虎次郎(1974)随筆 薬頌記 クスリをめぐる人と企業, 株式会社医薬ジャーナル社, 大阪.
- 日本製薬団体連合会熊胆部会(1993)熊胆について
- 財務省(2005)貿易統計.
- 自然環境研究センター(1998)平成9年度絶滅のおそれのある種の漢方薬利用の現状等に関する調査. 自然環境研究センター, 東京.
- 鈴木昶(1991)江戸の妙薬. 岩崎美術社, 東京.
- 宇治昭(1991)薬物としての熊胆の歴史, コロキウム「日本のクマ 91」(1) 第1セッション「日本人とクマ」

## ホームページ

- <http://www.sizenken.biodic.go.jp/wildbird/flash/toukei/h16/06h16tou.html>, 2006年5月10日閲覧
- <http://www.sizenken.biodic.go.jp/wildbird/flash/toukei/07toukei.html>, 2006年6月26日閲覧